

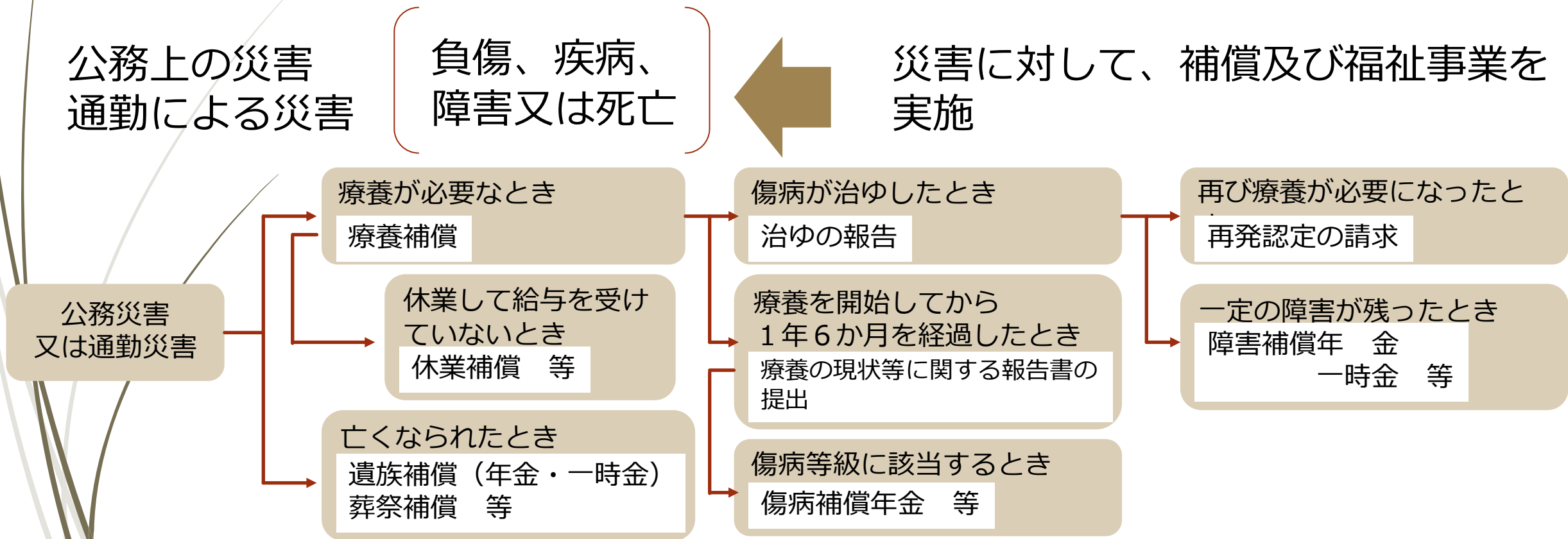
# 地方公務員災害補償制度の概要

令和8年6月

地方公務員災害補償基金沖縄県支部

# 地方公務員災害補償制度

【目的】 職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与する



【特徴】 ○使用者の無過失責任  
○補償の対象は身体的損害に限定

# 補償の内容（概略）

## 療養補償

医師の診察、薬剤や治療材料の支給、処置、手術その他の治療等、必要な療養を行い、又は必要な療養の費用を支給します。

## 休業補償

傷病補償年金を受ける場合を除き、1日につき平均給与額の100分の60に相当する金額を支給します。

## 傷病補償年金

傷病等級第1級から第3級までの障害の程度に応じて、年金を支給します。

## 障害補償

障害の程度に応じて、障害等級第1級から第7級までは年金を、第8級から第14級までは一時金を支給します。

## 介護補償

傷病補償年金又は障害補償年金の受給権者で、一定の障害により常時又は随時介護を受けている場合に、当該介護に要した費用（一定の限度額あり。）を支給します。

## 遺族補償

職員の遺族（配偶者、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹）で、職員の死亡の当時、その収入によって生計を維持していたもののうち、その最先順位にある者に対し、その者及びその者と生計を同じくしている遺族の人数に応じて、年金を支給します。また、職員の死亡の当時、遺族補償年金の受給要件を満たす遺族がないときは、その他の遺族に対し、職員との親疎の状況に応じて、一時金を支給します。

## 葬祭補償

職員の死亡に際して、遺族などが葬祭を行った場合には、その者に対して、330,000円に平均給与額の30日分に相当する額を加えた金額又は平均給与額の60日分に相当する金額のいずれか多い額を支給します。

※上記の法的義務として行う補償に加えて、被災職員及びその遺族の福祉に関して必要な福祉事業を実施

# 地方公務員災害補償基金

- 地方公務員災害補償法によって設置された法人  
東京都に本部、各都道府県・政令指定都市に支部を設置
- 職員の属する地方公共団体等に代わって補償を実施
- 基金の運営に必要な経費は、地方公共団体等からの負担金で賄われる

## 【本部】

代表者委員会

情報公開・個人情報保護審査会

運営審議会

理事長

監事

審査会

理事

事務局

総務課、企画課、補償課、経理課、審査課等

## 【支部】

支部長（都道府県知事）

支部審査会

副支部長

事務局

# 関係法令等の適用関係及び実施機関

	区 分	適用法令等	実施機関
常勤職員	全職員		
	定年前再任用短時間勤務職員、暫定再任用短時間勤務職員、任期付短時間勤務職員、育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員等	地方公務員災害補償法	地方公務員災害補償基金
非常勤職員	常勤的非常勤		
	労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される船員法第1条に規定する船員		
非常勤職員	議会の議員、行政委員会の委員、附属機関の委員、統計調査員等の法令の適用を受けない者（労働基準法別表第1の事業以外の事業に雇用される者）	地方公務員災害補償法に基づく条例	地方公共団体等
	水道、交通、清掃、病院、学校など労働基準法別表第1に掲げる事業に雇用される者（船員法第1条に規定する船員を除く）	労働者災害補償保険法	国（労働局）
	消防団員、水防団員	消防組織法、水防法及び消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律	地方公共団体等
	学校医、学校歯科医、学校薬剤師	公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する法律	地方公共団体等

# 沖縄県支部の対象職員数（令和6年度）

県 29,858人  
知事部局職員  
警察職員（警察官）  
教育庁職員（教員など）  
企業局・病院事業局

市 9,790人

町村 4,158人

一部事務組合等 2,241人

72団体

46,047人

# 沖縄県支部の認定状況（令和6年度）

	対象職員（人） R7. 3. 31現在	公務災害（件）			通勤災害（件）		
			公務上	公務外		該当	非該当
義務教育学校職員	12,583	62	61	1	0	0	0
義務教育学校職員以外の 教育職員	7,952	27	27	0	1	0	1
警察職員	3,199	59	59	0	4	4	0
消防職員	1,708	18	17	1	2	2	0
電気・ガス・水道 事業職員	1,056	3	3	0	0	0	0
運輸事業職員	25	0	0	0	0	0	0
清掃事業職員	304	3	3	0	0	0	0
船員	153	0	0	0	0	0	0
その他の職員	19,067	196	193	3	14	13	1
合計	46,047	368	363	5	21	19	2

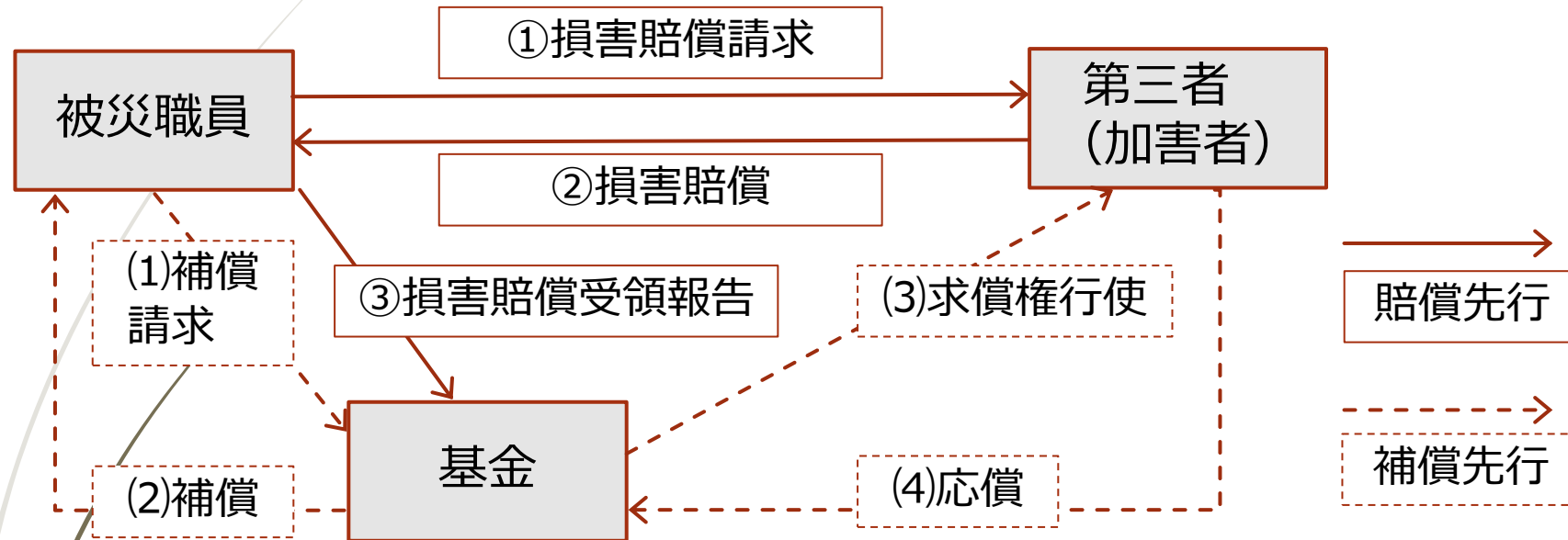
# 沖縄県支部の認定件数・補償費等の推移

(単位：人、件、円)

	対象職員	公務上及び 通勤災害該当	給付金額	給付内容	
				補償費	福祉事業費
令和2年度	43,856	300	291,576,538	219,575,642	72,000,896
令和3年度	44,959	323	194,580,986	169,969,111	24,611,875
令和4年度	46,099	271	160,281,814	142,982,913	17,298,901
令和5年度	45,758	305	159,606,810	139,632,938	19,973,872
令和6年度	46,047	382	155,018,504	133,367,023	21,651,481

# 第三者加害事案（加害者のある災害）

○公務・通勤災害のうち「第三者」の行為により発生した災害



○第三者への損害賠償請求権と基金への補償請求権の両方を取得するが、二重に補償を受けることはできない ※原則「賠償先行」

○示談すると原則追加請求ができない ※示談締結前に基金へ相談

○補償請求後、第三者から損害賠償を受けるときは、基金へ連絡